

第5回木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会

資料一覧

1 次第

2 配席図

3 水道料金及び公共下水道使用料について（答申）<案>

4 **資料1** 水道の口径別・使用水量別の件数等

第5回木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会

次 第

日時：令和7年7月17日 午後2時00分～
場所：上下水道部庁舎 2階 第1会議室

1 開会

2 審議事項

(1) 水道料金及び公共下水道使用料にかかる答申案について

3 その他

4 閉会

第5回木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会 配席図

新川 委員 (国民健康保険山城病院
組合 副管理者)
山岡 委員 (同志社大学
名譽教授)
宮前 委員 (税理士法
人
経営スティー
ショング京都
セナタ
ン
ケン
ジ
カ
ナ
デ
ビ
ア
株
式
会
社
な
事
業
所
セ
ン
タ
ー
W
S
水
処
理
ブ
ロ
ジ
エ
ク
ト
グ
ル
ー
ブ
技
術
士
)



鈴木 委員
(木津川市商工会
女性部常任委員)

藤本 委員
(南都銀行木津支店
支店長)

安永 委員
(タツタ電線株式会社 タツタテクニ
カルセンター システム・エレクト
ロニクス事業本部 企画管理部
総務担当 部長)

園田 委員
(公募委員)

津田 委員
(公墓委員)

小島 委員
(公募委員)

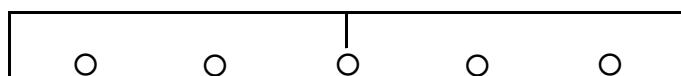
馬 委員
(木津川市社会福祉協議会
会長)

島野 委員
(元地域長)

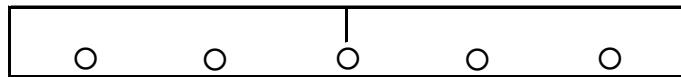
鴛田 委員
(民生児童委員 木津川市
木津西部民生児童委員
協議会 会長)

坂本 委員
(民生児童委員 木津川市
加茂民生児童委員協議会)

小池 委員
(木津川市女性の会
副会長)



木津川市長
谷口
部長　上下水道部
城田
次長　上下水道部
杉田
工務課長
石井
業務課長
長岡



業務課
課長補佐
秋元
業務課
主幹
西置
吉岡
業務課
主幹
田中
業務課
課長補佐
宮寄
業務課係長

受付
○
業務課主任
福田

出入口

| 出入口 |

(案)

令和7年9月 日

木津川市長 谷口 雄一 様

木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会

会長 新川 達郎

水道料金及び公共下水道使用料について (答申)

令和6年8月5日付け6木業第494号で諮問のあったことについては、慎重に審議した結果、下記のとおり意見が集約されましたので答申いたします。

記

1 水道料金のあり方について

新水道ビジョンの経営戦略で示された計画期間における財政収支見通しにおいて、給水人口等による水需要の減少に伴い給水収益が減少する一方で、減価償却費の増や、物価高騰、府営水道への受水費の増加等から損益が赤字となり、料金を改定しなかった場合には、さらに赤字が拡大することが推計され、経営環境が大きく悪化していくことが見込まれる。現状においても水を供給するコストを料金収入で賄えておらず、早期に給水原価と供給単価の差を改善し適正な水準とすることが必要である。加えて、施設・管路の更新需要の増加に対応しつつ、計画どおり更新・耐震化を進めていくためには、その財源を確保しなければならない。

よって、当審議会としては、新水道ビジョンに示された水道料金の改定案 (改定時期：令和9年1月、料金改定率：25%の引き上げ)については、必要と認められると判断する。

しかし、改定率25%の引き上げは非常に大きく、利用者への影響が大きいため、段階的引き上げ等の激変緩和措置を講じることが必要である。

そして、段階的引き上げにおいては、早期に第1段階の改定を行い、期間において第2段階の改定を行うなど、新水道ビジョンの経営戦略における計画期間で必要となる料金収入を確保し、施設の更新等の計画に遅れが生じないようにすることが重要である。

また、第2段階の引き上げは数年先になることが見込まれるため、施設の更新等の進

涉や物価高騰の状況、府営水道の受水費の動向等により、改定の時期と必要な改定率について再度検討した上で、適切に判断されたい。

なお、料金改定にあたっては、公営企業として独立採算制の原則に従い、一般会計で実施される各種施策に影響を与えないためにも、一般会計からの基準外繰入に頼らないことが必要である。

2 公共下水道使用料のあり方について

公共下水道事業経営戦略で示された計画期間における財政・投資計画において、一般会計からの基準外繰入は令和12年度をピークに縮小傾向、過大であった企業債残高も令和6年度の約72億円から令和16年度では約46億円に減少するなど、使用料の改定がなくとも経営は改善傾向にあることが見込まれる。また、令和5年1月に使用料を改定したことで、経費回収率についても概ね100%を達成し、今後もこの水準を維持する計画とされている。

よって、当審議会としては、現行の使用料は令和5年1月に改定されて約2年と間もないこともあり、更なる経営改善が図られることを前提に、当面の間は現在の使用料を維持することが適当であると判断する。

3 安定した事業運営に向けて

水道事業及び公共下水道事業を取り巻く環境が大きく変化しており、人口減少、物価高騰など社会経済情勢に対応した事業経営と、令和6年能登半島地震被害での教訓や、各地で発生する老朽管に起因する事故を踏まえた施設等の更新・耐震化の推進による災害等リスクの低減を図ることが求められている。

将来にわたり持続可能で安定した事業運営を行っていくためには、将来世代に負担を先送りすることなく不断の経営改善や財源の確保、そして受益者負担の適正化を図ることによって経営基盤を強化し、事業運営の健全化に資することが重要となる。

こうした課題等への対応として、審議を重ねる中で委員それぞれの見識や立場から、経営改善や人材確保・技術の継承、料金体系など多角的な観点から述べられた別紙の意見や提案については、今後の安定した事業運営に向けた一助となることを期待する。

4 その他

社会経済情勢等の変化を鑑み、上下水道施設の更新・耐震化事業計画の進捗状況や、経営状況を定期的に確認・分析を行うことで見直し・改善につなげるとともに、今後も概ね5年ごとに水道料金及び公共下水道使用料のあり方を検証し、審議会に諮られたい。

[別 紙]

■審議会における主な意見・提案の概要

※水道料金・公共下水道使用料の改定に関するものを除く。

1 上下水道事業について

(1) 上下水道施設の強靭化

大規模地震等により水道や下水道が使用できなくなると、利用者は困難な生活を強いられることになるため、計画的に施設や管路・管渠の更新・耐震化を進め強靭化していくことで災害等のリスクを低減していく必要がある。

(2) 人材確保・技術継承

効率的な運営のためには、職員を育成していくとともに、業務量に応じた人材の確保が必要である。今後の施設等の更新需要の増加や技術継承を踏まえ、人材の増強を図る必要がある。

(3) 経営改善策の実施

新水道ビジョンや公共下水道事業経営戦略に掲げている経営改善策において、改善が見込まれる事項については、検討から実施へと速やかに進めることが望まれる。

(4) 補助金等の活用

上下水道施設の更新・耐震化を遅滞なく効率的に進め、強靭化していくための財源として、国や京都府の施策・動向等を注視し、活用可能な補助金等の財政支援制度を最大限に活用されたい。

(5) 広報・啓発

上下水道事業に対する利用者からの理解と協力を得て、「事業者と利用者のパートナーシップ」を確立するためにも、分かりやすく、シンプルで読みたいと思わせるような広報誌等による啓発活動を実施するとともに、施設公開についても検討されたい。

(6) 広域化・官民連携

人口減少や老朽化の進行、DX（デジタルトランスフォーメーション）の加速、環境負荷の低減など、社会インフラの持続可能なスタイルが変化する中で、国においては官民連携としてウォーターPPPの推進等が打ち出されている。

今後においても資材・人員等の不足が想定される中で、一つの自治体だけで上下水道の事業運営を行っていくことは非常に困難である。したがって、引き続き国の方針等に基づき官民連携を推進していくとともに、京都府や近隣自治体との広域化・広域連携等に取り組まれたい。

2 水道事業について

(1) 施設・管路

今後の給水人口及び水需要の減少を想定した水道施設の統廃合・ダウンサイ징を行い、管路についてもアセットマネジメントに基づいた老朽管の計画的な更新・耐震化を行う中で、水を供給する上で特に重要な基幹管路については、優先して耐震化を進められたい。同時に、管路の老朽化が進むと漏水事故が増えてくることから、大規模な漏水事故が起きないよう、必要に応じて事前に漏水調査を実施するなどの対策を講じられたい。

また、木津・加茂・山城のそれぞれの地域間の連絡管を整備し、府営水や余剰水を融通できるようにするなど、効率化・強靭化に繋がる取組みの検討が望まれる。

(2) 経営改善

将来の施設・管路の更新需要の増加を踏まえ、財源を確保していく必要があるが、給水人口や節水による水需要の減少によって収益減となり、経営環境は悪化していくことが見込まれることから、経営改善に向け新水道ビジョンに掲げる経営の基本方針に基づく具体的な施策を推進されたい。

その中で、節水が収益減の大きな要因の一つであるならば、S D G s の観点から環境問題を考慮した節水等の啓発については、別に取り組んでいく必要はあるが、水道事業者としては「市販のミネラルウォーターと比較して、ペットボトル容器の製造やリサイクル、輸送等が不要であり、環境にやさしく、かなり安価であること。」など、水道水の利用を促進するメッセージを発信していくことも考えるべきである。

また、浄水場や管路等の水道施設は世代を超えて使用する施設であり、これらの更新・耐震化事業の財源確保にあたって企業債は重要な資金調達の手段である。しかしながら、費用負担の平準化と将来世代との公平性の確保にも資する一方で、今後さらに資金需要の増大が見込まれる中、企業債に過度に依存することは、将来世代への大きな負担の増加につながる。新水道ビジョンにおける目標の設定と達成状況が妥当であるかなど、定期的に検証することが必要である。

なお、財政調整基金については、新水道ビジョンの経営戦略において、今後の施設の

大規模な改築更新工事の財源の一部として活用することが予定されており、計画的に活用していくべきである。

(3) 水道料金体系

水道料金体系については、水道施設を新しく作って増築していく拡大拡張期における利用者負担の公平性と、現在の維持管理が中心となる時代の負担の公平性は異なり、今の時代にふさわしい公平な料金体系としていくため、次の事項について検討が望まれる。

- 口径別・逓増制となっている従量料金単価の逓増度の緩和（賛否両論あり）
- 基本水量の引き下げ、廃止
- 固定経費を基本料金、変動経費を従量料金に反映
- 料金体系の変更においては、利用者の経済的負担を配慮

3 公共下水道事業について

(1) 施設・管渠

公共下水道の役割には、自分の土地からの汚水の排除という私的便益がある一方、浸水防除をはじめ、地域の公衆衛生の確保、公共用水域の水質保全等といった便益が不特定多数に及ぶ公的便益がある。

これまで公共下水道事業はインフラ整備の形で進められてきたが、これからは経営という観点を持ちながら維持管理を行っていくことが重要になってくる。

ストックマネジメント計画に基づく適切な維持管理を行い、下水道管の破損を起因とする陥没事故のようなことが起こらないよう、未然の防止対策に努めなければならない。

また、公共下水道利用者の増加による使用料収入の増加は経営改善にも繋がるため、公共下水道未普及地域の早期解消、接続率の向上に努めていく必要がある。

(2) 経営改善

公共下水道事業経営戦略に示された投資・財政計画等は、経営戦略の計画期間である10年間のみではなく、30～50年スパンで検討し、将来の社会経済情勢等の急激な変化により、大幅な使用料改定等が発生することがないよう、長期的な視野を持って検討していくことも必要である。

また、使用料の改定による収支の改善は、経営戦略に掲げられた事業計画と、経営基盤強化策が確実に実施されることが前提となる。

そのため、毎年度、的確に経営状況を把握するとともに、検証と見直しを着実に行い、将来世代への負担軽減に配慮しながら、経営の健全化を図られたい。

(3) 公共下水道使用料体系

公共下水道事業が抱える要因は水道事業と酷似し、経営の安定化を図るために、基本・従量使用料、基本水量のバランス、遅増度等の各視点から、今の時代にふさわしい使用料体系について検討が望まれる。

- 遅増制となっている従量使用料単価の遅増度の緩和（賛否両論あり）
- 基本水量の引き下げ
- 使用料体系の変更においては、利用者の経済的負担を配慮

○水道の口径別・使用水量別の件数等（改定後の全体額・供給単価は改定率15%のイメージ）

口径	件数	改定前 水道料金 全体額 (税抜)	改定後 水道料金 全体額 (税抜)	差額	増減率	改定後 水道料金 全体額の 割合	口径	使用水量 (m³) 別件数 (件)									
								~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~ 100	101~ 1000	1001~ 3000	3001~	合計
13mm	7,976 件	198,233 千円	232,670 千円	34,437 千円	17.4%	16.8%	13mm	3,300	2,516	1,377	488	186	114	7		7,988	
20mm	22,806 件	765,210 千円	876,253 千円	111,043 千円	14.5%	63.1%	20mm	3,488	10,739	6,073	1,855	453	200	25		22,833	
25mm	396 件	41,748 千円	48,657 千円	6,909 千円	16.5%	3.5%	25mm	92	51	51	55	38	70	39	1	397	
30mm	8 件	715 千円	831 千円	116 千円	16.2%	0.1%	30mm	4	1	1	1	1		1		9	
40mm	257 件	94,200 千円	108,911 千円	14,711 千円	15.6%	7.8%	40mm	22	13	13	12	18	79	96	4	257	
50mm	78 件	47,854 千円	55,420 千円	7,566 千円	15.8%	4.0%	50mm	11	6	4	2	3	6	45	3	80	
75mm	17 件	33,460 千円	38,735 千円	5,275 千円	15.8%	2.8%	75mm	1	2				2	10	3	1 19	
100mm	2 件	16,030 千円	18,557 千円	2,527 千円	15.8%	1.3%	100mm						1	1		1 3	
150mm	3 件	6,849 千円	7,917 千円	1,068 千円	15.6%	0.6%	150mm						2	1		3	
合計	31,543 件	1,204,299 千円	1,387,951 千円	183,652 千円	15.2%	100.0%	合計	6,918	13,328	7,519	2,413	699	472	226	12	2 31,589	
有収水量 (m³)		7,875,168 m³	7,875,168 m³				合計 割合	21.9%	42.2%	23.8%	7.6%	2.2%	1.5%	0.7%	0.0%	0.0% 100.0%	
供給単価 (円/m³)		152.92 円/m³	176.24 円/m³	23.32 円/	15.2%		13~20mm 割合	22.0%	43.0%	24.2%	7.6%	2.1%	1.0%	0.1%	0.0%	0.0% 100.0%	
※件数・全体額は令和6年度実績から概算として算出しています。								13~30mm 割合	22.0%	42.6%	24.0%	7.7%	2.2%	1.2%	0.2%	0.0%	0.0% 100.0%

※口径別件数：左は基本料金合計から単価で割戻し、右は実際の使用水量の扱い上げ

従量単価 (円/m³)

0,140

0,140,170

190

(開閉栓時に使用期間が15日以内になる場合は、基本料金が半額となるため)

※口径30mmまで 基本水量10m³、使用水量11~30m³：140円、31m³～：170円

水道料金及び公共下水道使用料について（答申）〔案〕に対する意見・提案書〔1〕

【作成者：津田】

該当箇所（ページ、項目名等）	左の箇所に対する意見・提案等内容
<p>(1頁) 1 水道料金のあり方について 〔本文9～11行目〕</p>	<p>改定時期・改定率について</p> <p>▶原文</p> <p>よって、当審議会としては、新水道ビジョンに示された水道料金の改定案（改定時期：令和9年1月、料金改定率：25%の引き上げ）については、必要と認められると判断する。</p> <p>提案文</p> <p>よって、当審議会としては、新水道ビジョンに示された<u>財政計画として最適な改定時期と改定率を試算した、令和9年1月からの25%相当の引き上げが適当であると判断する。</u></p> <p>※提案理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 新水道ビジョンに示されているのは、改定案ではなく、経営戦略の計画期間における経営目標達成可能な財政シミュレーション（試算）である。 25%は確定数値ではなく概数であるため、「25%相当の引き上げが適当」の表現ではどうか？

水道料金及び公共下水道使用料について（答申）〔案〕に対する意見・提案書〔2〕

【作成者：津田】

該当箇所（ページ、項目名等）	左の箇所に対する意見・提案等内容
<p>(1～2頁) 1 水道料金のあり方について 〔本文最下段～2頁2行目〕</p>	<p>引き上げ時期について</p> <p>►原文</p> <p>また、第2段階の引き上げは数年先になることが見込まれるため、施設の更新等の進捗や物価高騰の状況、府営水道の受水費の動向等により、改定の時期と必要な改定率について再度検討した上で、適切に判断されたい。</p> <p>提案文</p> <p>また、第2段階の引き上げは、<u>現下の諸物価上昇が住民や地域経済全体に大きな影響を及ぼしていることから慎重な判断が求められることや、時期が遅くなるほど改定率が高くなることに留意し</u>、施設の更新等の進捗や物価高騰の状況、府営水道の受水費の動向等により、改定の時期と必要な改定率について再度検討した上で、適切に判断されたい。</p> <p>※提案理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2段階の引き上げ時期の表現「数年先になることが見込まれる」は理解しにくい。 (一般的に数年は2～6年程度の不定の数値) (曖昧表現なら記載しない方がよい) ・審議会として段階的引き上げの必要性を判断するのであれば、改定時期の目途を示すべきではないか? → 例えば、「●年●月、●年度）を目途（目安）に・・」など ・引き上げ時期を市の判断に委ねるのであれば、考慮すべき事項を記載すればどうか？【提案文】

水道料金及び公共下水道使用料について（答申）〔案〕に対する意見・提案書〔3〕

【作成者：津田】

該当箇所（ページ、項目名等）	左の箇所に対する意見・提案等内容
<p>(2頁)</p> <p>1 水道料金のあり方について 〔本文最終6行目以降に追記〕</p>	<p>利用者への周知について</p> <p>►原文 (記載なし)</p> <p>提案文</p> <p>なお、料金改定にあたっては、公営企業として独立採算制の原則に従い、一般会計で実施される各種施策に影響を与えないためにも、一般会計からの基準外繰入に頼らないことが必要である。（以降に追記）</p> <p><u>水道料金の引き上げは、市民生活や経済活動に大きな影響を与えるため、広報誌やホームページなどを有効に活用し、水道料金の仕組み、財政状況などについて積極的な広報活動を行い、利用者の理解と同意が得られるよう十分に説明責任を果たされたい。</u></p> <p>※提案理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な事業経営を実現するには、利用者（市民等）に理解と協力を得ることが不可欠。 ・利用者一人ひとりが水道経営を支えているという意識醸成のため、分かりやすく丁寧な情報発信が必要。 ・広報は「行政からの情報伝達」だけの一方通行にならないよう、「事業者と利用者」のパートナーシップを確立し、利用者からの声を聴く環境も整え、その意見を事業へ反映させていくことが重要。